

(単体発注・事前審査型)

沖縄県企業局一般競争入札公告第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和4年8月30日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松田 了

1 業務概要

(1) 業務名	令和4年度 公共事業労務費調査（10月調査）業務委託
(2) 履行場所	那覇市泉崎地内
(3) 業務内容	調査業務 本業務は、公共工事に従事する労働者賃金を職種毎に調査するものである。
(4) 履行期間	契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで
(5) 発注形態	単体発注
(6) 資格審査方法	事前審査型
(7) その他適用のある法令、制度等	特になし

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1) 業種区分	調査業務	(1)の業種区分において(2)の登録業種を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格登録名簿への登録があること。
(2) 登録業種	その他	
(3) 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿登録年度	令和3・4年度	
(4)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。	
(5)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。	
(6)	一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。	
(7)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。	
(8) 業務実績	過去5年度の公共工事労務費調査において、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関が発注した同様の業務を完了した実績を有する者。	
(9) 配置予定技術者資格区分	下記に掲げる要件を満たす管理技術者及び担当技術者を当該業務に配置できること。 ア 管理技術者 上記「対象業務」に掲げる業務の実務経験を有する者。 イ 担当技術者 上記「対象業務」に掲げる業務の実務経験を有する者。	
(10) その他の条件	地域要件	(7) 沖縄県内 (イ) 本店又は支店 左記の(7)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。
(11) 取扱い案件	なし	

3 入札手続等

(1) 手続方法	電子入札	本業務は、入札手続（入札書提出から落札者決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。 ※電子入札に関する事項については、「8 電子入札に関する事項」を参照すること。
----------	------	---

	紙入札	<p>紙入札への移行を希望する場合は、速やかに6-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で、「沖縄県企業局電子入札運用基準(※)」に基づく所要の手続きを、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。</p> <p>※沖縄県企業局HP → 公募・入札 → 例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679</p> <p>・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」(様式第2号) ・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加承認申請書」(様式第1号)</p>		
(2) 設計図書の配布	期 間	自 令和4年8月30日 ～ 至 令和4年9月7日		
	配 布 方 法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000		
	問 い 合 せ 先	沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班	電話番号	098-866-2803
(3) 入札参加資格の審査にかかる申請書等の提出	入札参加希望者は、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けること。			
	提 出 期 限	令和4年9月7日 (水) 17:00 まで		
	提 出 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局 総務企画課 建設業務指導班 098-866-2803	提出部数	1部
	提 出 方 法	持参又は郵送。(提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。)		
(4) 入札参加資格の確認	入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに電子入札システムまたはFAX、eメール等で通知する。なお、紙入札へ移行した者へは書面で通知する。 令和4年9月9日(金)(予定)			
(5) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入 札 開 始	令和4年9月14日(水) 8:30	
		入 札 締 切	令和4年9月14日(水) 11:00	
	持参による場合(紙入札)	持 参 日 時	令和4年9月14日(水) 13:10	
		持 参 場 所	沖縄県企業局総務企画課	
	入札の方法	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。 (2) 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のICカードで必ず行うこと。		
	紙入札時の注意事項	(1) 業務費内訳書は、上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、企業局総務企画課建設業務指導班へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び履行場所を記入すること。 (4) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。		
	業務費内訳書の提出	入札の参加にあたっては、業務費内訳書を下記の通り提出すること。		
電子入札システムによる場合		(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書(様式自由)を提出すること。 (2) 業務費内訳書には、作成年月日、業務名、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、業務費内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。 (3) 提出された業務費内訳書について、契約担当者(これらの者の補助者を含む。)が説明を求めることがある。 (4) 電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。		
持参による場合(紙入札)		第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書(様式自由)を下記の期日までに持参すること。下記期限までに提出がない場合は入札に参加できない。 持 参 日 時 令和4年9月14日(水) 11:00		

	持 参 場 所	沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班
(6) 入札の辞退等	<p>紙入札手続後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届（任意様式）を提出すること。</p> <p>また、落札決定までの間に別の業務を落札したことにより、配置予定技術者を本業務に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（※）」に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>※沖縄県企業局HP → 公募・入札 → 例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679</p>	
(7) 開札日時	令和4年9月14日（水）13:15	
(8) 落札者の決定方法	開札後、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
(9) 本入札に係る資料の取扱い	<p>ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。</p> <p>ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。</p> <p>エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。</p> <p>オ 提出された申請書等は、返却しない。</p>	

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否	<p>免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号）</p> <p>※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。</p>
	○	<p>以下により納付の必要あり。（沖縄県財務規則第100条）</p> <p>沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。</p> <p>入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、沖縄県財務規則第100条第2項に第1号及び第3号に該当する場合は入札保証金の納付を免除する。</p> <p>※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。</p> <p>(1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合</p> <p>(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められるものが入札に参加する場合</p> <p>※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。</p> <p>※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。</p> <p>なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。</p> <p>(1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記(1)、(2)のいずれかに係る書類の提出のない者</p> <p>(2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合</p> <p>(3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合</p> <p>また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。</p>
入札保証金 (現金の場合)	提出期限	令和4年9月13日（火）13:00 まで
	提出先	<p>沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階</p> <p>沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班</p> <p>098-866-2803</p>
	提出方法	「入札保証金納付書発行依頼書」を提出。 ※事前に電話連絡の上、納入通知書の発行を受け、金融機関で納付後上記提出期限までに領収書（写）を提出すること。
入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証	提出期限	令和4年9月12日（月）17:00 まで
	提出先	<p>沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階</p> <p>沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班</p>
	提出方法	持参又は郵送。（配達を確認できる方法にて送付すること。）
	その他	保険期間又は保証期間は、電子入札日から2か月とする。

過去2箇年の間は地方公共団体との契約実績	提出期限	令和4年9月9日（金）15:00 まで
	提出先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班
	提出方法	持参又は郵送。（配達を確認できる方法にて送付すること。）
	その他	提出期限日から過去2箇年の間に完了した業務の一覧表「地方公共団体等契約状況」に契約状況が確認出来る書類を添付し提出すること。
有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。	
(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に第1号から第3号に該当する場合は入札保証金の納付を免除する。	

5 その他の事項

(1) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(2) 支払条件	精算払いとする。
(3) 契約締結の時期等	(1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(4) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、沖縄県企業局競争契約入札心得を熟読し、これを遵守すること。

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関すること	問い合わせ先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班 電話:098-866-2803
(2) 上記(1)以外に関すること	質問書提出先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎12階 沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班 電話:098-866-2803 FAX:098-866-2819
	提出期間	令和4年8月30日（火）から 令和4年9月8日（木） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
	提出方法	持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。
	回答方法	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※（沖縄県電子入札ポータルサイト内）に掲載する。 ※ https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000
	期間	令和4年9月9日（金）から 令和4年9月14日（水）まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

7 異議申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して異議がある場合	入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求められることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
	提出先	沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班
	提出方法	書面（様式自由）を持参すること。郵送又は電送（メールやFAX）は受け付けない。
(2) 再苦情申立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。 ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班 受付時間： 午前9時から午後5時まで	

8 電子入札に関する事項

<p>電子入札に関する事項は、「沖縄県企業局電子入札運用基準（※）」によるとともに、以下の事項を参照すること。 ※沖縄県企業局HP → 公募・入札 → 例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679</p> <p>なお、電子入札システムは沖縄県の共通システムであり、運用詳細については下記ポータルサイトを参照すること。 https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html</p>		
(1) システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。	
(2) 障害発生時及びシステム操作問い合わせ先	システム操作・接続確認等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 電子入札システム上の通知等の確認	<p>電子入札システムから発行される、以下の通知書等を確認すること。この確認を怠った場合、以後の入札手続に参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札保留通知書 ・競争入札参加資格確認結果通知書 ・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・競争入札参加資格要件不適合通知書 ・未審査通知書 ・日時変更通知書 ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・入札書受付票 ・入札締切通知書 ・再入札通知書 ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・落札者決定通知書 ・保留通知書 ・取止め通知書 	